

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

森と水のちからほとばしる活力あるまちづくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

埼玉県、秩父市

3. 地域再生計画の区域

秩父市の全域

4. 地域再生計画の目標

秩父市は、埼玉県の西部に位置し、豊かな森林と荒川の清流などの自然環境に恵まれた観光産業都市である。平成 17 年 4 月 1 日に、秩父市、吉田町、大滝村、荒川村が対等合併し、新「秩父市」が誕生した。市域では高齢化・過疎化が進行しており、また、市の面積の約 87%を森林が占め、林業が歴史的にも重要な産業である中、林業の担い手不足による手入れ不足森林の増加等が地域の大きな課題となりつつある。

そのような中、秩父市は「まち輝き むら際だち 森と水のちからほとばしる 助けあい温もりのまち ちちぶ」を将来像として、環境重視のまちづくりを進めている。その取り組みをさらに推進するため、林道(森林管理道)、市道の整備、木質系バイオマス・コジェネ施設の建設などにより、豊かな森林資源を生かした産業の振興、雇用創出を目指す。また、秩父市は荒川源流、上流域に位置する自治体であることから、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の污水处理施設の整備をすすめ、よりきれいな水を下流に送り出す仕組みを構築し、循環型社会の形成に寄与していく。

「森林の再生によるまちづくり」と「淡水資源の保護」の二つの大きな柱をもとに、豊かな自然環境を保全しつつ、新たな雇用と産業の創出に主眼を置き、施策を展開する。

(目標 1) 林道(森林管理道)整備による積極的な間伐の実施(平成 17 年度～21 年度で 2,975ha の間伐)

(目標 2) 市道、林道(森林管理道)整備による拠点施設へのアクセス向上(間伐実施地域から秩父木材センターまでの所要時間 10 分短縮)

(目標 3) 污水处理施設の整備の促進(污水处理人口普及率を 68%から 75%に向上)

(目標 4) 污水处理施設整備による河川水質の改善(BOD 値の環境基準達成)

(目標5) カエデの森植林事業による特産品開発(年間売上5,000千円) 観光需要の創出(平成21年度のカエデの森利用客数2,000人)

(目標6) 森の学校とエコツーリズムによる観光需要の創出(平成21年度の森の学校、エコツーリズム利用客数5,000人)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

全国的に森林が荒廃し、緑のダムとしての涵水機能や砂防機能のような「森林の公益的機能」の危機が叫ばれている中、秩父市の森林も例外ではない。このまま森林の荒廃が続けば、将来にわたり流域住民の命の水としての清流を送り出すことも困難になってしまう可能性がある。そこで、本計画の大きな柱として「森林の再生によるまちづくり」をあげた。

森林は、植林、間伐などの適切な施業を実施することにより本来の機能を発揮することができることから、森林保全のための施策を推進する。林道(森林管理道)の整備により、間伐を積極的に進める環境を整えるとともに、拠点施設までのアクセスを向上させ、林業の振興を図る。林道については、全て地域森林計画(「埼玉地域森林計画」平成16年12月)に記載されている路線である。また、市道を整備することで、中心市街地までのアクセスの向上を図るとともに、地域住民の生活道路の安全を確保する。市道については、全て認定済み路線である(添付資料3-2「道整備交付金による施設整備の整備箇所一覧」参照)。間伐材等の森林残材、製材所の端材などの木質系バイオマスを原料とした「木質系バイオマス・コジェネ施設」を建設(平成18年度予定)して、そこから生まれる電気や熱を有効利用する事業を推進する。

冷温帯に属し、わが国に分布するカエデのほとんどの種類が分布するなどの、秩父地域の特色を生かしたカエデの植林により、メープルシロップを利用した新たな特産品の開発、雇用の創出を図るとともに、豊かな森林資源を活用したエコツーリズム、森の学校事業を推進し観光客の増加を実現する。

もうひとつの大きな柱として、「淡水資源の保護」の諸施策を推進する。「埼玉の母なる川」荒川の源流、上流域に所在する自治体として、下流域にきれいな水を送り出し続けるために、污水处理施設の整備を推進するとともに、環境学習の拠点を整備し、循環型社会の形成に寄与するとともに、「環境秩父」を発信していく。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 道整備交付金を活用する事業

林道(森林管理道)を整備し、作業環境を向上させることで、林業の雇用

創出、産業の振興を図る。また、市道を整備することにより、アクセスの向上、地域住民の生活道路の安全を確保する。

[事業主体]

- ・埼玉県、秩父市

[施設の種類]

- ・市道、林道

[事業区域]

- ・いずれも秩父市

[事業期間]

- ・市道 平成 17 年度～21 年度
- ・林道 平成 17 年度～21 年度

[事業費]

- ・総事業費 1,748,230 千円
 - 市道 855,000 千円（うち、国費 427,500 千円）
 - 林道 893,230 千円（うち、国費 409,830 千円）

[整備量]

- ・市道 2.4 km、林道 12.2 km

(2) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

荒川源流から上流域にある自治体として、貴重な水資源を守り、下流によりきれいな水を流していくことは大きな責務である。

公共下水道や農業集落排水施設の整備を推進し、汚水処理人口の増加を図る。下水道計画や農業集落排水計画区域外の地域には合併処理浄化槽の普及を進め、よりきれいな水を下流地域に送り出していく。

本事業を推進することにより、地域における資源循環型社会の構築や、環境負荷の少ない地域社会の実現と地域経済の活性化が図れるものと期待できる。

公共下水道については、昭和 27 年 10 月 1 日に下水道法第 4 条に定める事業計画の認可を受けている。

農業集落排水施設については、農業集落排水資源循環統合補助事業について、事業計画の承認、実施地区としての採択を受けている。

[事業主体]

- ・いずれも秩父市

[施設の種類]

- ・公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽

[事業区域]

- ・ 公共下水道 秩父市大野原地区
- ・ 農業集落排水施設 秩父市別所・巴川地区
- ・ 浄化槽（個人設置型） 秩父市旧秩父市地区
- ・ 浄化槽（市町村設置型） 秩父市旧大滝村地区、旧荒川村地区

[事業期間]

- ・ 公共下水道 平成 18 年度～21 年度
- ・ 農業集落排水施設 平成 18 年度～21 年度
- ・ 浄化槽（個人設置型） 平成 17 年度～21 年度
- ・ 浄化槽（市町村設置型） 平成 17 年度～21 年度

[事業費]

- ・ 公共下水道 820,430 千円
(うち、単独 621,830 千円)
(うち、国費 99,300 千円)
- ・ 農業集落排水施設 1,284,840 千円
(うち、単独 122,330 千円)
(うち、国費 581,255 千円)
- ・ 浄化槽（個人設置型） 401,750 千円
(県、市上乗せ分を含む)
(うち、国費 84,405 千円)
- ・ 浄化槽（市町村設置型） 474,293 千円
(うち、単独 44,927 千円)
(うち、国費 143,122 千円)
- ・ 合計 2,981,313 千円
(うち、単独 789,087 千円)
(うち、国費 908,082 千円)

[整備量]

- ・ 公共下水道 150～ 200 11,729m
- ・ 農業集落排水施設 75～ 200 10,914m
- 処理場 1 力所
- ・ 浄化槽（個人設置型） 5 人槽 4 0 0 基
7 人槽 2 4 0 基
1 0 人槽 2 5 基
- ・ 浄化槽（市町村設置型） 5 人槽 1 6 2 基
7 人槽 1 7 2 基
1 0 人槽 3 7 基
その他（大型） 6 基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- ・ 公共下水道 秩父市大野原地区で 1,140 人
- ・ 農業集落排水施設 秩父市別所・巴川地区で 1,300 人
- ・ 浄化槽（個人設置型） 秩父市旧秩父市地区で 3,930 人
- ・ 浄化槽（市町村設置型） 秩父市旧大滝村地区で 422 人
旧荒川村地区で 2,080 人

5 - 3 その他の事業

（１）バイオマス・コジェネ研究事業

間伐材等の森林残材、製材所の端材などの木質系バイオマスを原料とした「木質系バイオマス・コジェネ施設」を建設（平成 18 年度予定）し、そこから生まれる電気や熱を有効利用する事業の研究を推進する。

木質バイオマス発電から生み出される電力・熱及び荒川の清流は、いずれも森林からもたらされた資源であり、森林保全の啓発の材料として最適である。「環境秩父」の発信地としての研究を進める。

（２）カエデの森植林事業

秩父市では、「秩父お菓子な郷（くに）推進協議会」が、地域の特色を生かした銘菓づくりとして、その素材にカエデ糖（メープルシロップ）を利用した商品開発を進めている。秩父地方は気候的には冷温帯に属し、南・北限の果樹が混在する地域であり、日本に広く分布する 25 種類のカエデに至っては、ほとんどの種類の分布が報告されている。森林の適正な管理を実施していく中で、落葉広葉樹であるカエデを植林して形成される「カエデの森」による新たな観光スポットの構築と、カエデの樹液から精製したメープルシロップを利用した新商品を開発することによる地域経済の活性化を目指す。

植林事業を進めることにより、新しい第 1 次産業従事者の育成・増大が見込まれる。更にはバイオマス・コジェネ施設との相乗効果により、資源循環型産業の構築に寄与する。

秩父市並びに商工団体が一体となり、人材の確保、育成を行うことにより、地域の雇用拡大を図り、もって秩父地域の振興に努める。

（３）エコツーリズム・森の学校事業

道整備事業により開設・整備された林道（森林管理道）は、森林資源の中で行われるエコツーリズムに活用する。エコツーリズムは、自然環境保全と観光そして地域への経済還元を同時に成立させる新しい旅として注目されており、当地域観光の目玉とする。

さらに、森林資源を活用するために「(仮称)森の学校」を整備する。「森の学校」は、四季を通じて楽しみ、さまざまな交流体験ができる野外レクリエーション施設としての機能と、環境に関する体験教育施設としての機能を有するものとする。

[事業主体]

秩父市

[スケジュール]

エコツーリズム事業 平成 17 年度～平成 21 年度

森の学校事業 平成 17 年度～平成 21 年度

(4) 淡水資源保護事業

下水処理施設から放流する処理水が河川へ与える環境負荷を低減するための「傾斜土槽法」の検討や、下水処理に伴い発生する汚泥を肥料やセメント原料などへ有効活用する研究事業などを実施していく。また、家畜糞尿などによる河川の水質汚濁に対応するための事業も研究する。

水の安全と環境を守り、資源循環社会を実現するシステムとして期待されている、オガクズを利用した「バイオトイレ」の研究を推進する。

これらの事業を通して、よりきれいな水を下流地域に送り出し、淡水資源の保護、循環型社会の構築を図っていく。

6. 計画期間

平成 17 年度～平成 21 年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4 に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。その際、総事業費 150,000 千円以上の事業に関しては、外部委員および市職員で構成する秩父市公共事業評価委員会により、事前評価を含め取組事業全体の評価を行う。総事業費 150,000 千円未満の事業に関しては、平成 17 年度中に立ち上げる評価組織において内部評価を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし